

産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助 金等交付要綱の制定について

〔 19 生産第 10005 号
平成 20 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、産地生産拡大プロジェクト支援事業の実施に係る産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱

- 第1 農林水産大臣は、産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村産地強化協議会又は市町村（以下「協議会等」という。）に補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率又は交付率（以下「補助率等」という。）は、別表に定めるところによる。
- 第3 別表の区分の欄に掲げる、ⅠとⅡの事業の相互間における流用をしてはならない。
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を協議会等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する協議会等にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する協議会等にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県に主たる事務所が所在する協議会等にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）とする。
- 2 協議会等は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
- 第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、協議会等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。
- 第6 地方農政局長等は、第4の1の規定に基づく補助金等交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定を行い、別記様式第2号による補助金等交付決定通知書を協議会等に送付するものとする。

第7 協議会等は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号により変更（中止又は廃止）承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

3 地方農政局長等は、1の変更（中止又は廃止）承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を協議会等に通知するものとする。

第8 協議会等は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 協議会等は、補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金等の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出して行うものとする。ただし、第9に規定する概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした協議会等は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした協議会等は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した協議会等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第12 地方農政局長等は、前条の規定による報告を受けた場合には、当該実績報告書等の書類の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る当事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、別記様式第8号により確定通知を協議会等に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、1の規定により補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

3 2に規定する補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（市町村が当該補助金等の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 第13 地方農政局長等は、第7の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 協議会等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 協議会等が、補助金等を当事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 協議会等が、当事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- 2 地方農政局長等は、1の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の規定により補助金等の返還を命ずる場合には、協議会等に対して、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金等の返還及び3の規定に基づく加算金の納付については、第12の3の規定を準用する。
- 第14 協議会等は、当事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管し、補助金等交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 第15 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。
- 3 適正化法第22条に規定する財産の処分を制限する期間は、規則第5条に定められた期間とする。
- 4 規則第5条の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 5 第14の2の規定は、4の承認をする場合において準用する。
- 第16 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、当事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

別表（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	補 助 率 又 交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金	1 産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金 実施要綱に基づいて行う推進事業に要する経費	当該事業に要する経費の1/3以内 ただし、生産局長が別に定めるところにより、補助率が変動した場合はその補助率とする。	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金の実施要綱別表1の事業内容欄に掲げる、それぞれの経費の相互間における30%を超える増減。	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
II 国産農畜産物競争力強化対策整備交付金	1 産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金 実施要綱に基づいて行う整備事業に要する経費 2 附帯事務費 市町村が1の経費を交付するのに直接要する経費	市町村への交付率は定額（当該事業に要する経費の1/2以内（生産局長が別に定める場合にあつては、その率又はその額以内）とする。 市町村から事業実施主体への交付率は市町村の裁量により1/5から4/5までの範囲内で任意に設定可。 定額(1/2以内)	1 事業費の30%を超える増又は交付金の増 2 事業費又は交付金の30%を超える減 3 経費の欄に掲げる1から2への流用	1 事業実施主体の変更 2 施設等の新設又は廃止

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度（産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金）
（産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金） 交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道に主たる事務所が所在する
協議会等にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所が所在する
協議会等にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

所在地
団体名
代表者
〔市町村の場合 氏 名 印〕
市町村長

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱第4の規定により、国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金〇〇〇円、国産農畜産物競争力強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的
II 事業の内容及び計画（又は実績） } 注）様式は次のとおりとする。

- 1 産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金 ----- 様式A
- 2 産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金 ----- 様式B

様式A 国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金（産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金）

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

事業内容	事業量 (会議開催回数、調査・ 実証・試験規模等)	実施期間	事業費	負担区分		備考
				国庫補助金	自己資金	
			円	円	円	
合計						

(注) 1. 「事業内容」の欄は、実施要綱別表1の事業内容欄に掲げる事業内容を記入すること。

2. 「実施期間」の欄は、事業内容ごとの実施予定時期又は実施時期を記入する。

3. 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

また、連携して実施する（又は実施した）産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金に係る交付申請年月日（2年度目以後は、額の確定通知年月日・番号）及び交付申請者名を併せて記入すること。

様式B 国産農畜産物競争力強化対策整備交付金（産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金）

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 総括表

市 町 村 名	事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			担 保 (融資金額)	備 考
			交 付 金	市 町 村	そ の 他		
	1 事業費	円	円	円	円	円	
	2 附帯事務費						
合 計							

- (注) 1. 「事業内容」の欄は、「事業費」と「附帯事務費」に区分し、「事業費」及び「負担区分」の欄は、それぞれ「(2) 事業費内訳」と「(3) 附帯事務費内訳」の総額を記入すること。
 2. 「担保」の欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けようとする事業実施主体が含まれる場合に、その融資を受けようとする金額の総額を記入すること。
 3. 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 また、連携して実施する産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金に係る交付申請年月日及び交付申請者名を併せて記入すること。

(2) 事業費内訳

事業実施主体名	施設の所在地	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	着工年月日	完了年月日	事業費	負担区分			担保 (金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他)	備考
							交付金	市町村	その他		
						円	円	円	円		
合計											

- (注) 1. 「事業内容」の欄は、実施要綱別表2の事業内容欄に掲げる事業内容を記入すること。
 2. 「着工年月日」の欄は、着工予定又は着工年月日を記入する。
 3. 「完了年月日」の欄は、しゅん工予定又は完了年月日を記入する。
 4. 「担保」の欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けようとする場合に、金融機関名、融資名(制度融資名)、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項を記入すること。
 5. 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

(3) 附帯事務費内訳

事業内容	事業費	負担区分		備考
		交付金	市町村	
	円	円	円	
合計				

- (注) 1 「事業内容」の欄は、農林水産省生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 2 「事業費」の欄及び「負担区分」の欄は、「事業内容」欄の経費ごとに金額を記入すること。
 3 専任職員設置費を含む場合にあっては、備考欄に当該専任職員の氏名、役職、所属部課、任用期間及び職務の概要を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負 担 区 分			備 考
		国庫補助 金（又は 交付金） (A)	自己資金 （又は市 町村） (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

なお、推進事業にあつては、実施要綱別表 1 の事業内容欄に掲げるそれぞれの経費も併せて記載し、必要に応じて備考欄に積算内訳を記載すること。

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金（又は交付金） 2 自己資金（又は市町村） 3 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

なお、推進事業にあつては、実施要綱別表1の事業内容欄に掲げるそれぞれの経費も併せて記載し、必要に応じて備考欄に積算内訳を記載すること。

VI 添付書類

- 1 産地生産拡大プロジェクト支援推進事業を実施する市町村産地強化協議会
 - (1) 協議会の定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）
 - (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
（実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し）
- 2 産地生産拡大プロジェクト支援整備整備事業を実施する市町村
本交付金の交付に関する規程又は要綱及び概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料
（実績報告の際は出来高設計書又は財産管理台帳の写し）
- 3 その他参考となる資料

別記様式第2号（第6関係）

番 号
年 月 日

協議会等の長 あて

〇〇農政局長
〔北海道に主たる事務所が所在する協議会
等あてにあつては農林水産大臣、沖縄県
に主たる事務所が所在する協議会等あて
にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

平成〇〇年度（産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金）の交付決定の通知
（産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金）
について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった平成〇〇年度産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金（又は産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金）については、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金（又は交付金）の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった産地生産拡大プロジェクト支援推進（又は整備）事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金（又は交付金）の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。
産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金
（産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金）
事業に要する経費 金〇〇〇, 〇〇〇円
補助金（又は交付金）の額 金〇〇〇, 〇〇〇円
- 3 事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金（又は交付金）の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金（又は交付金）の確定額は、次の各号により算出した額とする。
(1) 事業に要した配分経費ごとの実支出額に交付要綱別表に定められている補助率（又は交付率）を乗じて得た額と配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれている場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
(2) 産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第10004号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表の事業実施主体欄に掲げる事業実施主体のうち市町村以外の事業実施主体（以下「農協等」という。）の事業にあつては、事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する農協等の事業に要した実支出額に交付要綱別表に定められている交付率を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）との最も低い額の合計額とする。
- 5 市町村産地強化協議会（又は市町村）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付要綱、実施要綱、産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要領（平成20年4月1日付け19生産第10006号農林水産省生産局長通知）及び「産地生産拡大プロジェクト支援事業補助対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成20年4月1日付け19生産第10007号農林水産省生産局長通知）に従わなければならない。

- 6 市町村は概算払により農協等の事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく農協等に交付しなければならない。
- 7 市町村は農協等が事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 8 交付金交付の条件は、前記5、6及び7に定めるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 市町村は、交付金の交付に際しては、農協等に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
- ア この交付金に係る法令、その他前記5に定める通知等に従うべきこと。
- イ 農協等は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業実施主体について、次の条件に従わなければならないこと。
- (ア) 農協等は、実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- (イ) 農協等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（ア）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市町村に報告するとともに、市町村の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- ウ この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、農協等の事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
- ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱別記様式第9号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。
- エ 農協等は、市町村等の事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- オ 前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、市町村の承認を受けず、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。
- ただし、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、市町村の承認を受けたものとする。
- カ 農協等が前号により市町村の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。
- キ アの条件に違反したときには、交付金の全部又は一部を返還させることがあること。
- (2) 市町村は、前記（1）のオにより承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- なお、前記（1）のオただし書の場合にあっては、農林水産大臣の承認を受けたものとする。
- (3) 市町村は、前記（1）のイの（イ）及びカにより農協等からその収入の一部に該当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。
- (4) 市町村は、農協等から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(注) 4の（2）、6、7及び8は、産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金の場合に付する。

別記様式第3号（第7関係）

平成〇〇年度（産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金）
（産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金）

変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道に主たる事務所が所在する
協議会等にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所が所在する
協議会等にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

所在地
団体名
代表者
〔市町村の場合
市町村長 氏 名 印〕

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金（又は交付金）の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略することができる。
また、添付書類については、補助金等交付申請書に添付したもののから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金等の額を増額しようとする場合は、件名の「〇〇変更承認申請書」を「〇〇の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱第7の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱により、補助金（又は交付金）〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第4号（第9関係）

平成〇〇年度（産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金）概算払請求書
 （産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金）

番 号
 年 月 日

〇〇農政局長
 （北海道に主たる事務所が所在する協議会等にあつては農林水産大臣、
 沖縄県に主たる事務所が所在する協議会等にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 官署支出官 〇〇〇） 殿

所在地
 団体名
 代表者
 （市町村の場合 氏 名 印）
 市町村長

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金（又は交付金）の交付決定通知のあった事業について、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱第9の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

（平成〇〇年〇月〇日 現在）

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金（交付金）	(B) 既受領額		遂行状況報告（※） 第〇・四半期末の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

（注）遂行状況報告を兼ねる場合は、本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。

「平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金（又は交付金）の交付決定通知のあった事業について、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱第10の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

なお、併せて、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱第9の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」

別記様式第5号（第10関係）

平成〇〇年度（産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金）
 （産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金） 遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

〇〇農政局長 殿
 （北海道に主たる事務所が所在する
 協議会等にあつては農林水産大臣、
 沖縄県に主たる事務所が所在する
 協議会等にあつては内閣府沖縄総
 合事務局長

所在地
 団体名
 代表者
 （市町村の場合
 市町村長 氏 名 印）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金（又は交付金）の交付決定通知の
 あつた事業について、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱第10の
 規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第〇・四半期までに完 了したもの		第〇・四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項
 について記載すること。

別記様式第6号（第11関係）

平成〇〇年度（産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金）
（産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金）実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道に主たる事務所が所在する
協議会等にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所が所在する
協議会等にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

所在地
団体名
代表者
〔市町村の場合 印〕
市町村長 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金（又は交付金）の交付決定通知の
あつた事業について、下記のとおり実施したので、産地生産拡大プロジェクト支援事業推
進費補助金等交付要綱第11の規定により、その実績を報告する。

なお、精算額として、国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金〇〇〇円、国産農畜産
物競争力強化対策整備交付金〇〇〇〇円の交付を併せて請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部
分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更
があつたものに限り添付すること。
また、推進事業を実施した市町村産地強化協議会にあつては、支払経費ごとの
内訳を記載した帳簿等の写し、整備事業を実施した市町村にあつては、出来高設
計書又は財産管理台帳の写しを添付すること。

別記様式第7号（第11関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道に主たる事務所が所在する
協議会等にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所が所在する
協議会等にあつては内閣府沖縄総
合事務局長〕

所在地
団体名
代表者
〔市町村の場合 氏 名 印〕
市町村長 氏 名 印

平成〇〇年度〔産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金〕の仕入れに係る
〔産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金〕
消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった
〔産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金〕
〔産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金〕について、産地生産拡大プロジェ
クト支援事業推進費補助金等交付要綱第11の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 交付要綱第12の補助金（又は交付金）の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金（又は交付金）の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金（又は交付金）返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第8号（第12関係）

番 号
年 月 日

協議会等の長 あて

〇〇農政局長
〔北海道に主たる事務所が所在する協議会
等あてにあつては農林水産大臣、沖縄県
に主たる事務所が所在する協議会等あて
にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

平成〇〇年度〔産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金〕
〔産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金〕の額の確定
通知について

このことについて、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって提出された平成〇〇
年度〔産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金〕
〔産地生産拡大プロジェクト支援事業整備交付金〕実績報告書により、平成〇〇年
〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号変更通知）による
交付決定通知に係る補助金（又は交付金）の額〇〇〇〇円は、産地生産拡大プロジェクト
支援事業推進費補助金等交付要綱第12の1の規定に基づき、金〇〇〇〇円に確定したので
通知する。

- (注) 1 額の確定と同時に精算払を行う場合は、「また、既に交付した補助金（又は交
付金）との差額金〇〇〇〇円が別途支出されるので通知する。」と追記すること。
2 額の確定と同時に返還命令を行う場合は、
「なお、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱第12の2
の規定に基づき、既に交付した補助金（又は交付金）〇〇〇〇円との差額〇〇
〇〇円の返還を命ずる。
また、返還の期限は、この通知の日から20日（又は90日）とする。
おつて、当該返還金は、別途歳入徴収官の発行する納入告知書により納入さ
れたい。」と追記すること。

別記様式第9号（第14関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度	平成	年度	農林水産省所管交付金名						処分制限期間		処分の状況		摘 要	
事 業 の 内 容						工 期		経 費 の 配 分			耐 年 用 数	処分制限 年 月 日	承 認 年 月 日	処分の 内 容			
施設等 名 称	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造等	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年 月 日	しゅん工 年 月 日	総事業費	負 担 区 分								
									交付金	市町村	その他						
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者等の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。